

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

平成27年12月25日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第28号

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和51年瀬戸市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(登録印鑑)</p> <p>第5条 <省略></p> <p>2 市長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑を登録しないものとする。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、<u>氏名若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせた文字</u>で表していないもの</p> <p>(2)から(6)まで <省略></p> <p>3 <u>市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民をいう。）が住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもの（以下「氏名の片仮名表記等」という。）で表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印</u></p>	<p>(登録印鑑)</p> <p>第5条 <省略></p> <p>2 市長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑を登録しないものとする。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏<u>若しくは名又は氏名の一部を組み合わせた文字</u>で表していないもの</p> <p>(2)から(6)まで <省略></p>

鑑を登録することができる。

(登録事項)

第6条 市長は、第4条第1項に規定する印鑑登録原票には、印影のほか当該登録申請者に係る次の各号に掲げる事項を登録するものとする。

(1)及び(2) <省略>

(3) 氏名(住民基本台帳に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称)

(4)から(6)まで <省略>

(7) 住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記等で表されている印鑑により登録を受けている場合にあつては、当該氏名の片仮名表記等

2 <省略>

(印鑑登録証)

第7条 <省略>

2 <省略>

(多機能端末機等による印鑑登録証明書の交付の申請)

第10条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードを使用して、多機能端末機(市の電

(登録事項)

第6条 市長は、第4条第1項に規定する印鑑登録原票には、印影のほか当該登録申請者に係る次の各号に掲げる事項を登録するものとする。

(1)及び(2) <省略>

(3) 氏名

(4)から(6)まで <省略>

2 <省略>

(印鑑登録証)

第7条 <省略>

2 <省略>

3 印鑑登録証は、次の各号に掲げる効力を有するものとする。

(1) 印鑑の登録の証明を受けようとする者は、印鑑登録証を提示しない限り、印鑑登録証明書の交付を受けることができないものであること。

(2) 市長は、印鑑登録証を持参して印鑑の登録の証明を受けようとする者に対してのみ印鑑登録証明書を交付するものであること。

子計算組織と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末であって、証明書の自動交付を行う機能を有するものをいう。）又は自動交付機に暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

(印鑑登録証明書)

第11条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気テープに記録したものに係るプリンターからの打ち出しを含む。）について証明するものとし、併せて次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 氏名（住民基本台帳に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称）

(2)から(4)まで <省略>

(5) 住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記等で表されている印鑑により登録を受けている場合にあつては、当該氏名の片仮名表記等

(印鑑の登録の抹消)

第14条 <省略>

2 市長は、印鑑登録者について、次に掲げる事由が生じたことを知ったときは、職権で当該印鑑の登録を抹消するものとする。

(1)から(3)まで <省略>

(4) 氏名、通称又は氏名の片仮名表記等の変更により登録された印鑑が第5条第2項第1号に該当したとき。

(5) <省略>

3 <省略>

(印鑑登録証明書)

第11条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気テープに記録したものに係るプリンターからの打ち出しを含む。）について証明するものとし、併せて次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 氏名

(2)から(4)まで <省略>

(印鑑の登録の抹消)

第14条 <省略>

2 市長は、印鑑登録者について、次に掲げる事由が生じたことを知ったときは、職権で当該印鑑の登録を抹消するものとする。

(1)から(3)まで <省略>

(4) 氏名の変更により登録された印鑑が第5条第2項第1号に該当したとき。

(5) <省略>

3 <省略>

この条例は、平成28年1月1日から施行する。